

必須要件及び提出資料チェックリスト

農福連携支援事業の農福連携の取組(以下「農福連携の取組」という。)

地域資源活用価値創出整備事業(農福連携型)(以下「整備事業」という。)

応募に当たっては、必須要件を全て満たす必要がありますので、本シートを活用して確認をお願いします。

◇整備事業を実施しますか？

☐	実施する	☐	実施しない
--------------------------	------	--------------------------	-------

◇農福連携の取組を単独で実施する場合の要件を満たしていますか？

はい	☐	・障害者等が農林水産業や関連する作業に携わる場が確保されていますか？	いいえ	☐
----	--------------------------	------------------------------------	-----	--------------------------

◇技術習得のための研修や視察、分業体制の構築等を行う「農福連携の取組」を併せて実施しますか？

実施する／実施しないが実施要領の要件を満たす	☐	実施しない、かつ、実施要領の要件を満たさない	☐
------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------

◇提案に当たり農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領案別記5の第5の1の各基準を満たしていますか？

満たしている	☐	満たしていない	☐
--------	--------------------------	---------	--------------------------

◇以下の内容に係る事業計画を作成していますか？

- ・ 障害者等の作業の内容
- ・ 農林水産物の生産、市町村内での販売等、地域コミュニティへの貢献
- ・ 地域交流に係る取組

☐	提案書に記載及び資料添付	作成していない	☐
☐	提案書に記載及び資料添付	作成していない	☐
☐	提案書に記載及び資料添付	作成していない	☐

◇本事業の実施により農林水産業や関連する作業に携わる障害者等は目標年度までに5名以上増加しますか？

障害者や生活困窮者等が5名以上増加(過半は障害者)	☐	要介護認定を受けた高齢者が5名以上増加	☐	どちらにも該当しない	☐
---------------------------	--------------------------	---------------------	--------------------------	------------	--------------------------

※農福連携の取組を単独で実施する場合は、「3名以上」と読み替えてください。

農福連携の取組単独で応募される場合は審査の対象になりますので、これで終了です。

◇障害者等が作業に携わる農業生産施設等の所在地は都市計画法上の市街化区域内ですか？

☐	市街化区域外	☐	市街化区域内
--------------------------	--------	--------------------------	--------

はい	☐	・生産緑地地区内の農地ですか？	いいえ	☐
☐	次に掲げるいずれかの土地を利用していますか？		☐	
☐	・生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に規定する生産緑地地区内の農地		☐	
☐	・都市計画法第18条の2の規定に基づき定められた基本方針、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき定められた基本計画等において、保全の方針が示されている農地		☐	
☐	・農地以外の土地であって、都市計画法等により農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等としての利用が認められている土地		☐	
☐	・農地以外で、農福連携のための農業生産施設等としての利用が認められている土地ですか？		☐	

(次頁につづく)

審査の対象になりません

(前頁からのつづき)

◇農林水産物生産施設、加工・販売施設及び
 附属施設の整備や、専門家による農業
 技術の指導や助言、6次産業化に向けた
 支援等、本事業と同様の取組について、
 過去に以下の補助事業などを受けたこと
 はありますか？

(農林水産省)

- ・農山漁村振興交付金（都市農業機能発
 揮対策のうち都市農業機能発揮支援事
 業）
- ・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノ
 ベーション対策のうち農山漁村発イノ
 ベーション整備事業（農福連携型））

(厚生労働省)

- ・社会福祉施設等施設整備補助金
- ・障害者作業施設設置等助成金
- ・農福連携等による障害者の就労促進プ
 ロジェクト
- ・農福連携プラス推進モデル事業
 など

◇今回、上記の事業などと重複して補助を受
 けようとしていますか？

◇提案に当たり農山漁村振興交付金（地域
 資源活用価値創出対策）実施要領案別記
 5の第5の4の各基準を満たしています
 か？

◇交付金で整備する生産施設または加工・
 販売施設等は障害者等が作業に携わる
 （使用する）ものに限定していますか？
 （健常者のみが作業に関わる設備を交付
 対象に含めていませんか？）

◇費用対効果は算定しましたか？

- ・算定した施設は農福連携の取組と関連
 していますか？
- ・整備する施設の利用内容に沿った効果
 項目を算定していますか？
- ・算定の結果、投資効率が1.0以上に
 なっていますか？

※費用対効果の算定は、別添の費用対効果は、算定
 例及び算定表を参考にしてください。

◇施設の規模が妥当であることがわかる資
 料を添付していますか？

◇施設の仕様に基づく見積書や積算の基礎
 を添付していますか？

◇費用の自己負担分について、資金の調達
 や償還の計画を策定していますか？

☐	ない	☐	ある
--------------------------	----	--------------------------	----

☐	新たに施設を整 備、既存施設の 拡充／前歴事業 とは異なる取組	☐	減価償却期間内の施 設の主要機能を変更／ 前歴事業の繰り返し
--------------------------	--	--------------------------	--------------------------------------

※減価償却期間については、「減価償却資
 産の耐用年数等に関する省令」別表でご
 確認ください。

[https://elaws.egov.go.jp/search/
 /elawsSearch/elaws_search/ls/
 g0500/detail?lawId=340M50000
 040015](https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/ls/g0500/detail?lawId=340M50000040015)

☐	重複しない	☐	重複している
--------------------------	-------	--------------------------	--------

☐	該当事項は 満たしている	☐	満たしていない
--------------------------	-----------------	--------------------------	---------

☐	障害者等が作業に携わ る(使用する)施設・設 備のみ交付対象にして いる	☐	健常者のみが作業に関 わる設備も交付対象に している →交付額を査定します
--------------------------	---	--------------------------	--

☐	算定のうえ資料を添付	☐	算定していない
☐	関連している	☐	関連していない
☐	利用内容に沿っている	☐	利用内容に沿っていない
☐	1.0以上	☐	1.0未満

☐	施設規模の考え方等 根拠を添付	☐	添付していない
--------------------------	--------------------	--------------------------	---------

☐	事業費の根拠を添付	☐	添付していない
--------------------------	-----------	--------------------------	---------

☐	提案書類に記載	☐	策定していない
--------------------------	---------	--------------------------	---------

審査の対象になりません

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

◇整備する施設の管理規定案または利用規程の案を作成しましたか？

作成の上添付	☐	作成していない	☐
--------	--------------------------	---------	--------------------------

◇整備事業の補助上限額2,500万円のメニュー「(3) 経営支援」での応募ですか？

経営支援	☐	簡易整備 高度経営 介護・機能維持	☐
------	--------------------------	-------------------------	--------------------------

簡易整備、「高度経営」、「介護・機能維持」で応募される場合は審査の対象になりますので、これで終了です。

◇「農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進めるための事業実施計画であること」について。

- ・従前から農業を経営していますか？
- ・農福連携の取組を通じ、作業体系や作業工程の見直しを図る等、農業経営の改善を図る計画となっていますか？

している (定款等に位置付け)	☐	していない	☐
なっている	☐	なっていない	☐

◇「農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること」について。

- ・従来は障害者等の従事が困難と考えられていた品目や作業に取り組む等、モデル的な取組となっていますか？
- ・他者の参考になる取組と考えられますか？

モデル的な取組である と考える	☐	モデル的な要素はない	☐
参考になる	☐	他者の参考にならない	☐

◇「農福連携の取組に当たり地域の福祉関係団体との連携が確実であること」について。

- ・連携する福祉関係団体はありますか？
- ・どのような内容で連携していくのが

ある	☐	ない	☐
定まっている	☐	定まっていない	☐

◇「事業開始年度から目標年度までの各年度において、農業経営の発展のための経営分析を行い、かつそのための費用を見込んでいること」について。

- ・各年度の経営分析を計画し、その費用を計上していますか？
- ・農福連携の取組により農業経営のどこが変わったか等、農業経営に及ぼす効果を検証する計画となっていますか？

計上している	☐	計上していない	☐
検証する計画になっている	☐	検証する計画になっていない	☐

審査の対象になります

審査の対象になりません

提出時に必要な書類は公募要領別添3の第3の「1 応募に必要な書類」を確認してください。